

【総合型確定給付企業年金】すこやか企業年金基金制度のご紹介

1. すこやか企業年金基金参加のメリット

- 厚生年金基金解散時の分配金を受け取る加入員は一時所得（特別控除額50万円）として課税されますが、当企業年金基金へ資産を移管いたしますと退職所得控除の対象積立金として引き継ぐことができます。（年金で受け取る場合は雑所得「公的年金等控除の対象」となります）
- 厚生年金基金加算部分の給付を退職金の一部としている事業所にとりましては、引き続き退職金の一部として、当企業年金基金の給付を充てることができます。また、事業主掛金は厚生年金基金と同様に全額損金算入（課税対象外）となります。
- 厚生年金基金と同様に加入者の老後の生活保障となり、労使の信頼関係、雇用の確保を図ることができます。
- 単独で企業年金の導入が困難な事業所でも、当企業年金基金に参加することで企業年金制度を導入することができ、スケールメリットを享受することができます。
- 退職一時金制度は、退職時に一時金での受け取りのみとなりますが、その一部または全部を企業年金とすることで、年金での受け取りが可能になります。
- 外部積立のため、事業所に万が一のことがあっても年金資産は保全されます。

2. すこやか企業年金基金の基本コンセプト

(1) シンプルで平等性の高い仕組みの構築

- 加入者ひとりひとりの積立型年金制度で、常時元利金を確認出来る制度
- 当企業年金基金への持込資産の有る事業所と無い事業所、加入者人数規模の大きい事業所と小さい事業所との間で、公平な運営コスト負担とする年金制度

(2) 事業主・従業員が安心できる安定的な財政運営が可能な魅力ある制度

- 当企業年金基金制度からの後発債務の発生を抑制し、安定した掛金による持続可能な年金制度（特別掛金発生を抑制）
- 公的年金を補完する役割を果たし、従業員の多様なライフプランに対応できる魅力ある年金制度



上記基本コンセプトのための制度設計上のポイント

- 給付形態をキャッシュバランスプラン(CB)とし、加入者ひとりひとりの積立型年金制度とするため、シンプルで分かりやすい制度となります。
- 他制度から資産を持込む場合も加入者個々の管理となり、年一回、積立残額（一時金相当額）を通知いたします。また、お問い合わせがあれば、随時、積立残額をご回答いたします。
- 平等性を考慮し、運営コストの事務局費・業務委託費等は、業務経理に計上し、加入者の給与比（厚生年金保険の標準報酬月額比）での負担とします。
- 基礎利率等は、年1.5%（予定利率、指標利率、給付利率、繰下げ利率）とします。
- 年金の支給期間は、5年間・10年間・15年間・20年間からの個人の選択制です。
当企業年金基金脱退時に一時金を選択することもできます。

『すこやか（健やか）』の由来：

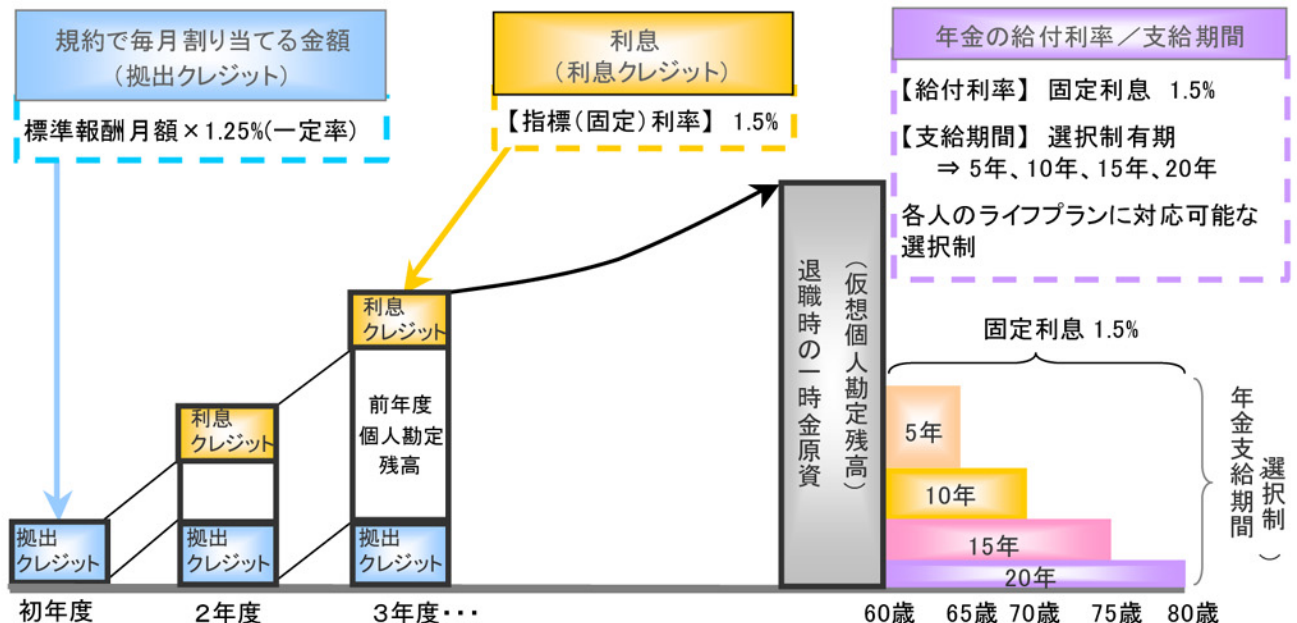
たくさんの事業所様にご参加いただくために3つの願いを込めて

- ①「当企業年金基金の給付により加入者等の健康な生活を願う」
- ②「当企業年金基金の末永い成長を願う」

当企業年金基金の前身は、山形県医療機関厚生年金基金であることから

- ③「医療福祉の発展により人々の健康な生活を願う」

3. キャッシュバランスプランのイメージ図



- キャッシュバランスプランとは、毎月、加入者ごとの仮想個人勘定口座に、規約で決められた金額を付与し、利息が付利されていく積立型の仕組みです。
- 仮想個人勘定残高の通知(一時金相当額)を年一回、加入事業所経由で加入者へ通知いたします。また、お問い合わせがあれば、随時、ご回答いたします。

4. すこやか企業年金基金の制度概要等

- 給付形態：キャッシュバランスプラン (CB)
- 加入資格：原則として、厚生年金保険(国)の被保険者で65歳未満の者。ただし、各加入事業所の就業規則等や労働協約に定めている場合、一定の資格に限定することも可。
- 加入時期：各加入事業所に入所した月。
- 拠出クレジット額(毎月の付与額)：基準給与(厚生年金保険の標準報酬月額)×1.25%を付与する。毎年9月1日改定される標準報酬月額を使用。
※拠出金(拠出クレジット額)を増加したい場合は、基金事務局へご相談ください。
- 利息クレジット額(毎月の付利額)
：仮想個人勘定前月末残高×0.1241% (指標利率1.5%年率相当)を毎月1日に元加。
- 加入期間：加入の月から資格喪失月の前月まで、厚生年金基金の加算適用加入員期間は通算する。
- 休職・休業期間の取扱い：原則として、給付額算定上休職・休業期間も通算する。
ただし、各加入事業所の就業規則等や労働協約に定めている場合、支給要件判定期間に通算し、給付額算定上期間には通算しないことも可。
- 脱退一時金の受給資格：加入期間3年以上(3年未満は不支給)20年未満で資格喪失したとき。
- 老齢給付金の受給資格：年金受給は加入期間20年以上の者が60歳(以上)に達したとき。
年金受給の繰下げは65歳まで可能。選択一時金は加入期間20年以上の者。
- 遺族一時金の受給資格：加入期間3年以上の加入者、年金受給者、繰下げ中の者が死亡したとき。
- 事務費掛金：基準給与(厚生年金保険の標準報酬月額)×0.40%
※基金の財政が安定した場合は、事務費掛金の引き下げも検討可能。

《お問合せ先》

すこやか企業年金基金 事務局(担当 荒井)

TEL 023-634-8550 / FAX 023-634-8551

〒990-0047 山形市旅籠町1-12-53 金子ビル2階

5. すこやか企業年金基金の特徴

(1) 給付形態をキャッシュバランスプラン（CB）としていること、CBの基礎利率等は

年1.5%（予定利率、指標利率、給付利率、繰下げ利率）としていることの制度運営上の効果

⇒ CBは加入者等の人数変動による影響を比較的受けない年金制度であり、一般的にはCBの基礎利率等を年金資産の市場運用が確保可能であれば、掛金の上昇要因となる後発債務（制度充足後に発生する債務）が発生する確率は低くなるため、安定的な財政運営に寄与するものと考えております。

今後の運用環境を含め、運用実績を想定することは非常に難しいことですが、当企業年金基金の前身である山形県医療機関厚生年金基金の過去の実績から運用収益が確保できる水準、および制度の安定運営が可能な水準として基礎利率等を1.5%と設定いたしました。

加入者にとりましては、最低1.5%の運用利回りが保証されます。さらに、長期にわたり運用収益が1.5%を上回り剰余金が発生している場合、理事会・代議員会での承認のもと、剰余金を仮想個人勘定口座へ分配することも可能な制度としております。山形県医療機関厚生年金基金（当企業年金基金の前身）設立の平成4年10月～平成26年3月までの単純平均運用利率は、3.31%でした。

(2) 安定的かつ長期的に持続可能な財政運営の考え方

⇒ キャッシュバランスプランは従来型の確定給付年金と比較して、加入者等の人員変動の影響を受けにくい年金制度であり、基礎利率等（1.5%）の水準を上回る運用収益率（運用コスト込み2.0%）を確保することができれば、掛金負担が安定する可能性が高いので長期的に持続可能な年金制度と考えております。

(3) 運営コストの事務局費・業務委託費等は業務経理に計上し、加入者の標準報酬月額比の負担とする ことの効果

⇒ 業務委託費を業務経理へ計上することとしたのは、業務委託費は業務委託先の事務処理コストであり、資産残高に
関係ない人数規模が業務委託費の計算基準となるため、資産持込みを行わない参加事業所に対しても平等性を重視し、
加入員の標準報酬月額比でのコスト負担といたしました。なお、これにより年金経理での運営コストは運用委託報酬
のみとなり、実質的に運用資産に対するコストは一般的に0.5%以下となることから、上記（1）のCBの基礎利率等
年1.5%を確保するためには、年金資産の市場運用利率は2.0%を確保できれば、安定的な財政運営が可能であると
考えております。

(4) 基礎利率等を年1.5%とした考え方について

- ⇒ ① CBの基礎利率等（予定利率、指標利率、給付利率、繰下げ利率）を年1.5%とした場合の問題点として、
「拠出金（掛金）に対し、給付金を高めたい」、「給付金に対して、少しでも拠出金（掛金）を抑えたい」等の
相反する要望も一方でありますが、基礎利率等の引上げを行うことで解決できます。
- ② CBの基礎利率等を2.0%、2.5%とした場合でも当企業年金基金の前身である山形県医療機関厚生年金基金
設立以来の過去運用実績3.31%（過去運用実績はサブプライム問題、リーマンショックなどの下落実績を
含めたものです。過去運用実績は今後の年金資産運用収益率を保証するものではありませんが、今後も
十分確保できる水準と考えています。）を確保できれば当企業年金基金の制度運営は問題ありません。
- ③ しかしながら、すべてを満たす制度は非常に難しく、事業主の最大の要請事項は年金財政の安定化（掛金上昇を
抑える）であり、当企業年金基金では年金財政安定化のため、常時剰余金を確保しつつCB制度の特徴を活用
した運営といたしました。
- なお、CBの基礎利率等は、低ければ低い程、年金財政の安定化を図ることができますが、中小企業退職金共済
（最低掛金5,000円）の基礎利率1%をクリアするための最低水準として、1.5%といたしました。

(5) CB制度の特徴を活用した運営について

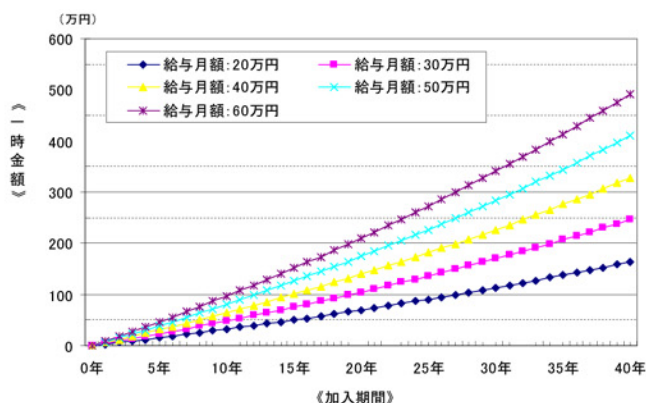
⇒ 当企業年金基金の制度設計は、脱退率や死亡率等の影響が少なく安定性が高くなっております。また基礎利率等を
低めに設定しておりますので、基礎利率等が運用実績を上回ると年金財政上は剰余金が発生します。
剰余金は一般的に財政再計算において、①「剰余金を繰越剰余金として計上」、②「剰余金を特別掛金の
償却資金に充てる」、③「給付改善の資金に充てる」の3通りの活用が可能です。

従来の総合型厚生年金基金では、上記③「給付改善の資金に充てる」運営は殆ど行われておりませんでした。
これは過去分のみならず将来の給付も引上げが必要となり、どうしても通常掛金の引上げが必要となるため、
多くの事業主の賛同が得にくいと判断されたためです。CB制度では過去分のみ給付改善が可能であり、
通常掛金（拠出クレジット）を引上げずに剰余金のみ分配（運用実績の再配分）が可能となります。

（財政安定の見地から議論のうえ基金の代議員会での決議が必要となります。）

6. 一時金および給付シミュレーション

(1) 一時金シミュレーション（予定利率1.5%）（給与月額別）



■ 脱退一時金額

加入期間	喪失時年齢 (歳)	基準給与				
		20万円	30万円	40万円	50万円	60万円
10年	30	32.4万円	48.6万円	64.7万円	80.9万円	97.1万円
20年	40	69.9	104.9	139.9	174.8	209.8
30年	50	113.5	170.3	227.1	283.8	340.6
40年	60	164.1	246.2	328.2	410.3	492.4

■ 毎年の年金額

支給期間	喪失時年齢 (歳)	基準給与				
		20万円	30万円	40万円	50万円	60万円
5年	30	34.1万円	51.1万円	68.1万円	85.2万円	102.2万円
10年	40	17.7	26.5	35.3	44.2	53.0
15年	50	12.2	18.3	24.4	30.5	36.6
20年	60	9.5	14.2	19.0	23.7	28.5

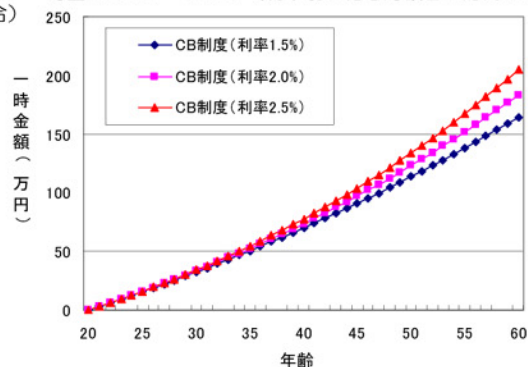
年金化

<計算の前提>

- 加入年齢：20歳
- 掛金 = 基準給与 × 1.25%
(基準給与：厚生年金保険の標準報酬月額)
- 利率（加入中、待期中、受給中）：1.5%
- 年金額
20歳で加入し、60歳で資格喪失した場合の
60歳支給開始の確定年金額
- 仮想個人勘定残高の計算方法
当月末の仮想個人勘定残高
= 前月末の仮想個人勘定残高
+ 前月末の仮想個人勘定残高 × 利息 / 12
+ 当月の拠出クレジット月額

(2) 一時金シミュレーション（利率別：追加で分配金が発生した場合のシミュレーション）

■ 一時金シミュレーション（利率別：給与月額20万円の場合）



■ 脱退一時金額（加入期間—利率別）

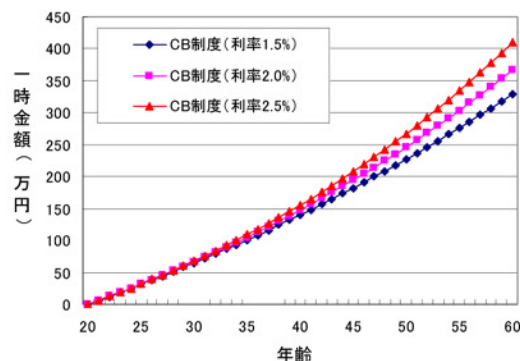
加入期間	喪失時年齢 (歳)	利率		
		1.50%	2.00%	2.50%
10年	30	32.4万円	33.2万円	34.1万円
20年	40	69.9	73.7	77.7
30年	50	113.5	123.0	133.5
40年	60	164.1	183.2	204.9

■ 年金額（支給期間—利率別）

支給期間	喪失時年齢 (歳)	利率		
		1.50%	2.00%	2.50%
5年	30	34.1万円	38.0万円	42.5万円
10年	40	17.7	19.7	22.1
15年	50	12.2	13.6	15.2
20年	60	9.5	10.6	11.8

年金化

■ 一時金シミュレーション（利率別：給与月額40万円の場合）



■ 脱退一時金額（加入期間—利率別）

加入期間	喪失時年齢 (歳)	利率		
		1.50%	2.00%	2.50%
10年	30	64.7万円	66.4万円	68.1万円
20年	40	139.9	147.4	155.3
30年	50	227.1	246.0	267.0
40年	60	328.2	366.3	409.9

■ 年金額（支給期間—利率別）

支給期間	喪失時年齢 (歳)	利率		
		1.50%	2.00%	2.50%
5年	30	68.1万円	76.0万円	85.1万円
10年	40	35.3	39.4	44.1
15年	50	24.4	27.2	30.5
20年	60	19.0	21.2	23.7

年金化

《上記シミュレーションについて》

加入者にとりまして最低1.5%の利率が保証されます。2.0%、2.5%の利率は、長期にわたり運用収益が1.5%を上回り剰余金が発生しており、理事会・代議員会で承認を得たうえで剰余金を仮想個人勘定口座へ分配した場合となります。